

富山県新総合計画「未来共創セッション」企画・運営業務委託仕様書

1 委託業務名

富山県新総合計画「未来共創セッション」企画・運営業務

2 趣旨・目的

新たな総合計画を策定するにあたり、「県民と共に考え、共に実現する、県民が主役の計画づくり」を進めるため、県民の総合計画への関心を高め、将来の県づくりを自分事として捉える機運を醸成することを目的に、富山県の未来の姿を考える、県民参加型のワークショップ「未来共創セッション」を開催するもの

3 委託期間

契約日から令和8年2月27日（金）まで

4 委託業務の内容

【「未来共創セッション」の概要】

県内15市町村を知事が訪問し、富山県の未来の姿を考える県民参加型のワークショップを開催する

- ・開催時期：令和7年6月下旬頃～10月中旬頃
- ・開催場所：各市町村内で、県民がアクセスしやすい会場を選定
- ・参加者：一般県民を公募

※開催日は県が設定する

※各市町村1回、富山市は2回開催（計16回）

※1回あたりの開催時間は2時間程度、1回あたりの参加者は30名程度

- ・各回のプログラム構成（想定）

①新総合計画（骨子案）の説明

②グループワーク：富山県の将来像や未来の富山県のために自身ができることを共に考える

③グループ発表

※①と②の間に、有識者によるキーノートスピーチを行う回も設定予定（スピーチを行う回及び有識者は県が選定し、調整を行う）

（1）企画制作業務

①セッション全体の企画立案及び企画書の作成

- ・参加者が興味・関心を持って積極的に発言でき、話し合いが円滑に進むようなワークショップの運営方法を提案すること
- ・グループワークでは、グラフィックレコーディング（絵や図形などのグラフィックを用いてグループワークで出た意見等をリアルタイムにまとめること）を活用すること

②ファシリテーターの選定・調整

下記を満たす者を候補者とし、県と協議のうえ選定・調整すること

- ・富山県政の理解があり、県の類似の事業でファシリテーションの実績がある者
- ・参加者が発言しやすいポジティブな雰囲気を作れる者
- ・ファシリテーターとしての実績がある者

- ③会場の選定・調整
 - ・県と協議のうえ、適切な会場を選定し確保すること（会場との連絡・調整を含む）
- ④資料の作成
 - ・グループワーク等に用いる資料を県及びファシリテーターと調整し作成すること
- （２）セッションの運営管理業務**
 - ①会場設営等
 - ・会場のセッティング（音響設備、プロジェクター、スクリーン、机、椅子、グループワークに必要な文房具等の準備等）
 - ※適宜、会場ごとの設備状況に応じて必要な機材・備品等を準備すること
 - ②当日の運営・記録
 - ・進行、全体運営、受付、案内等（進行要領、運営マニュアル等の作成を含む）
 - ・グラフィックレコーディング、議事録（テープ起こし含む）、写真等の記録を、各回終了後、都度速やかに県に納品すること
- （３）広報・周知、参加者の募集**
 - ①各種媒体等を活用した広報・周知等
 - ・効果的な広報媒体や周知方法等（新聞、情報誌、SNSなど）を提案し、県と協議のうえ実施すること
 - ②チラシ等の作成、配布
 - ・A4チラシ（3,000部）を作成し、県と協議のうえ、各所に発送すること
 - ③参加者の募集
 - ・上記の広報・周知により、各回の参加者の募集を行い、とりまとめること
 - ※参加者は県と協議のうえ決定する
- （４）機運の醸成・波及**
 - ・セッションの開催期間中及び終了後において、総合計画の策定過程を広く県内に発信・共有するため、作成したグラフィックレコーディングやSNS等を活用した、効果的な普及啓発手法を提案すること
- （５）その他**
 - ・ファシリテーター等への謝金・旅費、会場使用料、その他諸経費等の支払いについて遅滞なく行うこと
 - ※キーノートスピーチを行う場合の有識者への謝金等は、県が負担し支払いを行う
 - ・その他、セッション開催に必要な事項（県との打合せを含む）、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと

5 その他

- （１）この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、関係書類について当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、５年間保管すること。
- （２）仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を県と協議のうえ実施すること。
- （３）仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- （４）成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- （５）成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に富山県企画室総合計画課に申

し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。

- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと。
- (8) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、受託者と富山県企画室総合計画課が必要に応じて協議のうえ決定するものとする。